



島根県報

平成25年 7 月 26 日 (金)

号外 第 124 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第547号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	431号	松江市野原町356番地先から同町67番4地先まで	前	メートル 8.90～ 18.70	メートル 373.00	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	15.10～ 20.50	373.00	
〃	488号	益田市匹見町広瀬イ931番3地先から同イ930番10地先まで	前	6.90～ 23.20	160.00	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	10.10～ 84.00	160.00	
県道	三次江津線	邑智郡邑南町伏谷910番1地先から同934番3地先まで	前	11.50～ 16.60	153.00	県央県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	16.60～ 60.00	153.00	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町伏谷934番3地先から同910番1地先まで	前	11.50～ 16.60	153.00	災害防除工事 拡幅
			後	16.60～ 60.00	153.00	

島根県告示第548号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市匹見町広瀬イ931番3地先から同イ930番10地先まで	メートル 160.00	平成25年 7月26日	益田県土整備 事務所	
県道	桜江金城線	浜田市金城町追原1693番4地先から同55番2地先まで	376.30	平成25年 7月26日	浜田県土整備 事務所	
〃	益田津和野線	益田市美濃地町イ874番3先から同町イ1867番1地先まで	123.00	平成25年 7月26日	益田県土整備 事務所	
〃	〃	益田市美濃地町イ789番1先から同町イ787番1地先まで	63.20	平成25年 7月26日		
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口573番5地先から同番3地先まで	155.00	平成25年 7月26日		